

ク ラ ブ 規 程

(平成 12 年 4 月 1 日制定)

(名 称)

第1条 この規程は、大垣女子短期大学に承認を受けたクラブの活動に関し、必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 クラブは、次の要件を満たしたものという。

- (1) 教職員を顧問としていること
- (2) 年度毎の活動実績、活動計画が提出されていること

2 新たにクラブとして承認を受けるときは、学内団体設立承認申請書を学生支援課へ提出し、学長の承認を得るものとする。

(役 員)

第3条 クラブには、次の役員を置く。

- (1) 部長（責任者）1名
- (2) クラブの必要に応じ、主務等を置くことができる。

(助成金)

第4条 クラブは、その活動に応じ活動助成金を受けることができる。

助成金を受けようとするクラブは、行事計画書を事前に提出し、顧問の承認を得たうえで、領収書を添付して申請する。

(報告事項)

第5条 クラブは、原則として毎年4月30日までに次の書類を作成し、報告しなければならない。

なお、報告がなされない場合には、クラブ助成を打ち切るものとする。

- (1) 前年度活動実績報告書
- (2) 当年度活動計画書
- (3) クラブ員名簿
- (4) その他

附 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行し、「第一部学友会クラブ・同好会細則」並びに「第三部クラブ・学友会細則」は、平成12年3月31日をもって廃止する。

2. この規程は、平成13年4月1日から施行する。